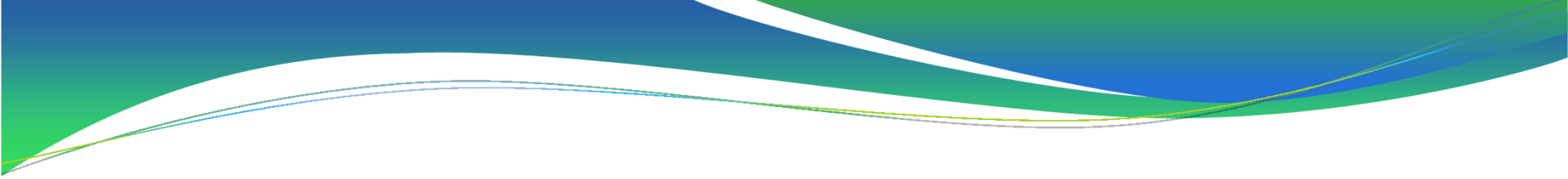


「県道会津坂下・会津高田線管路DB整備事業建設工事」に係る 工事説明会

～受益者負担金制度について～



受益者負担金制度とは

公共下水道事業は、道路や公園などの一般の公共施設と違い整備することによって利用できる住民の方々が限られてきます。このため、建設費を町税等の税金だけでまかなうことにすると、恩恵を受けない住民の方々まで負担をかけることになり、公平な負担の原則に反することになります。

そこで、建設費の一部を公共下水道の恩恵を受ける人たちで負担していただき、公平性を図るのが「受益者負担金制度」になります。

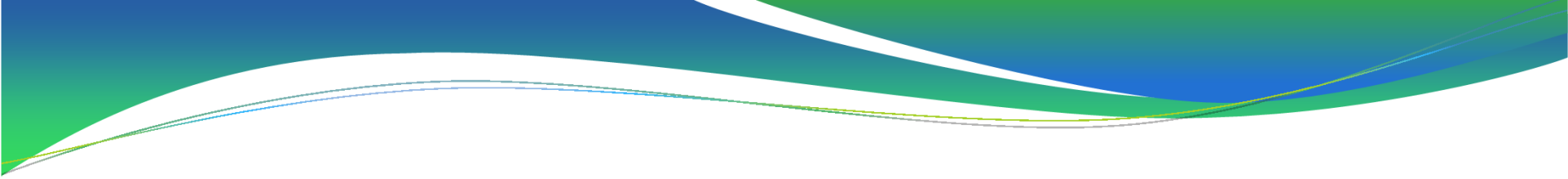
なお、受益者負担金の額は条例で390円/m²と定められております。

受益者負担金の算出方法

受益者負担金は土地の広さによって異なります。
単位負担金＝1㎡当たり390円
を土地の面積に乗じて算出します。
例えば宅地面積が250㎡(75.7坪)
の場合で計算してみますと次のようになります。



〔計算例〕 $390\text{円} \times 250\text{m}^2 = 97,500\text{円}$



負担金の猶予・減免について

①猶予制度

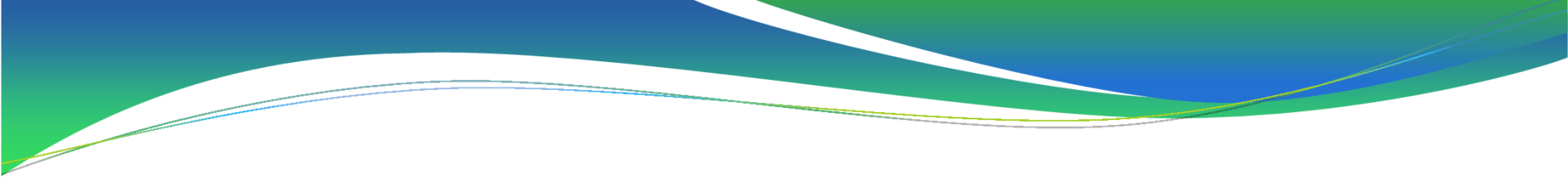
災害等の被害を受けたため負担金を納付することが困難な場合や、受益地の用途や、受益者の負担能力によっては一定期間、負担金の徴収を猶予する（納付を延期する）制度があります。

また、田、畑、山林、原野等の場合（申出により公共ますを設置した土地は除く。）は、宅地化するまでの間、それぞれ徴収が猶予される場合があります。

宅地の一部を畑などとして利用している場合については、申請が必要で現地確認などをしたのち、その部分の徴収が猶予される場合があります。

②減免制度

負担金は、受益地に対し一律に賦課されますが、条例では生活保護法による生活扶助を受けている受益者などについては、負担金を減額又は免除とする制度があります。減免を希望するときは、申請が必要で現場確認などをしたのち町長が減免するか否かを決定します。



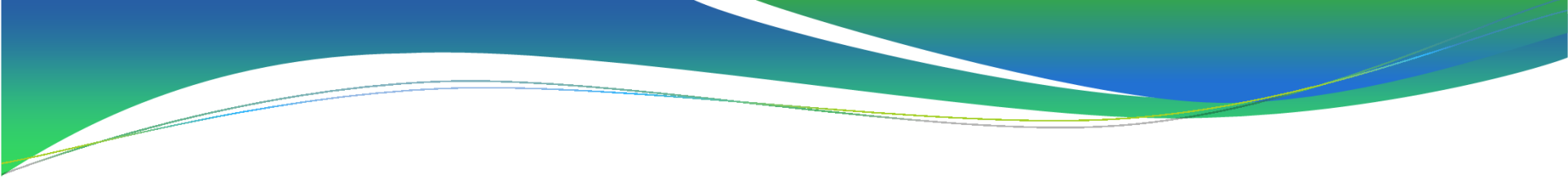
納付までの手続きについて

下水道工事が行われた翌年度に、

①受益者に申告書を郵送します。(6月ごろ)

土地の所在や面積などが記載されていますので、間違いがないか確認して頂き、必要事項などを記入後、返信用封筒で役場に郵送してください。

②負担金決定通知書、納入通知書を郵送します。(7月ごろ)



納付方法について

負担金の納付には、5年10期(1年2期)に分割して納めていただく方法と、一括（2期以降の納付額全額を前納する場合に限る）していただく方法がありますので、皆さんの都合に合わせてお選びください。

負担金の納付は、町役場か指定の収納代理金融機関での納入になります。

郵便局での納付を希望される場合は専用の納付書をお送りします。

※受益者負担金の賦課は、対象の土地に対して1回限りです。
その後将来にわたり、継続して納める必要はありません。